

菜の花を栽培してみませんか？

～ 耕作放棄地の解消のために ～

町では、耕作放棄地の解消と景観形成のためにナタネの無料配布を行います。対象になる方や配布数量は以下のとおりです。

○対象農地

町内の耕作放棄地

※1カ所あたり概ね1a以上の農地で、農地全体を栽培に利用すること

※従前の申請とは異なる農地に播種すること

○配布対象者

町内に住所を有する農業者または地域営農組織等

○配布数量

1aあたり100g（※1aに満たない分は切り捨て）

○配布の限度

申請者1人あたり概ね50a分（5kg）まで

○申請受付

令和8年8月10日～8月31日まで（申請先：役場産業振興課）

※申請書は産業振興課でお渡しします。

※ナタネが無くなり次第終了となりますので予めご了承ください。

○その他

- ・本事業は実施後、実施報告書を産業振興課に提出いただきます。（ナタネ播種前と播種後の写真を添付していただきます。）
- ・ナタネの配布は9月中旬頃を予定しています。
なお、播種時期は9月下旬となります。

問い合わせ先 産業振興課 TEL：72—6938

